

建築士資格に係る実務経験の対象実務の例示リスト
(「平成 20 年 11 月 27 日まで」、「平成 20 年 11 月 28 日から令和 2 年 2 月 29 日まで」の実務)

対 照 実 務 の 例 示	対象：○ 対象外：×	
	平成 20 年 11 月 27 日まで	平成 20 年 11 月 28 日から 令和 2 年 2 月 29 日まで
①建築物の設計に関する実務	○	○
＊空調・換気設備、給排水衛生設備、電気設備、その他（防災設備全体、昇降機全体）の設計	○	○
＊収納壁、システムキッチン、家具、畳に類する設計	×	×
＊プラント関係（建築物に係る業務に限る。）の設計	○	○
＊石油プラントにおいて、化学工学による知識等のみの知識で設計される装置部分の設計	×	×
＊公園等の設計、公園等の遊戯器具の設計	×	×
＊建築積算関連（単なる計算業務を除く。）	○	○
②建築物の工事監理に関する実務【工事監理者の立場の実務】	○	○
③建築工事の指導監督に関する実務	○	○
＊住宅瑕疵担保保証制度の申込みを受けた住宅の検査業務	○	×
＊コンクリート構造物の非破壊検査（建築物に係る業務に限る。）	○	×
④建築一式工事、大工工事、建築設備の設置工事の施工の技術上の管理に関する実務【工事施工者の立場の実務】	○	○
＊基礎関係（地盤調査、各種地業）の施工管理	×	×
＊建築一式工事に該当しない次の工事の施工管理 ・コンクリート関係（型枠工事、鉄筋工事、補強コンクリートブロック工事、コンクリートの打設工事） ・鋼構造物関係（溶接、建方、足場） ・その他の各部工事関係（屋根工事、防水工事、タイル工事、れんが工事、石工事、左官工事、塗装工事、板金工事、カーテンウォール、サッシ、P C 板、A L C 板、天井、（内）壁仕上げ、床仕上げ）	○	×
＊指定工作物（建築基準法第 88 条に規定されるもの）の築造工事の施工管理	○	×
＊建築物の解体工事の施工管理	○	×
⑤建築基準法第 18 条の 3 第 1 項に規定する確認審査等に関する実務【建築主事又は指定確認検査機関の立場の実務】	○	○
⑥消防長又は消防署長が建築基準法第 93 条第 1 項の規定によって同意を求められた場合に行う審査に関する実務	○	○
⑦建築物の耐震診断（建築物の耐震改修の促進に関する法律第 2 条第 1 項に規定する耐震診断をいう。）に関する実務	○	○
＊既存建築物のコンクリート強度の検査・調査に関する業務	○	×
⑧大学院の課程(建築に関するものに限る。)において、建築物の設計又は工事監理に係る実践的な能力を培うことを目的として建築士事務所等で行う実務実習(インターンシップ)及びインターンシップに関連して必要となる科目の単位を所定の単位数(30 単位以上又は 15 単位以上)修得した場合に実務の経験とみなされる 2 年又は 1 年の実務	—	○
＊建築（工）学関係大学院での建築に関する研究（研究内容、課程修了者であること、指導教官の証明があるもの等）	○	—
(その他)		
＊建築士法第 21 条に規定する建築工事契約に関する事務、建築物に関する調査又は鑑定及び建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続きの代理等の業務	○	×
＊営業関連業務（建築に関するセールスエンジニア）	○	×
＊官公庁等における建築行政	○	×
＊官公庁等における営繕業務	○	○※
＊都市計画コンサルタント（建築に関する業務に限る。）	○	×
＊区画整理事業の補償（登記申請に係る図書の作成等建築に係る業務に限る。）	○	×
＊建築教育（教材の作成を含む。）	○	×
＊研究・開発	○	×
＊建築に関する知識を必要とする図書、雑誌の編集等	○	×

※上記の①～④、⑦のいずれかに該当する業務に限る。